

# 財団法人高知県体育協会表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、財団法人高知県体育協会（以下「協会」という。）が、体育・スポーツの振興に顕著な功績のあった個人、団体を表彰して、その榮譽をたたえるとともに、スポーツの振興を図るため必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、高知県内に在住する者（学生の場合は、県外在住者も含む。）及びふるさと選手であって、スポーツマン精神に反しない者を対象とする。

2 転勤、結婚等により、県外に移住した場合は、県内在住期間の大会等を対象とする。

(表彰の種類)

第3条 表彰の区分は、次に掲げるとおりとする。

(1) 特別功労賞

県の体育・スポーツの普及・振興に特に優れた功績のあった者

(2) 功労賞

イ 協会又は協会加盟団体（以下「加盟団体」という。）の役員として、役員経験が30年以上あり、県の体育・スポーツの普及振興に永年努力し、その功績が特に顕著な者であって、65歳以上の者（当該年の物故者を含む。）

ロ 協会会長、副会長、専務理事の役職を3期（6年）以上努め、その功績が特に顕著な者（当該年の物故者を含む。）

(3) 指導育成賞

イ 指導者として永年にわたり（55歳以上の者で、20年以上）優秀な選手を育成した指導歴をもち、顕著な功績のあった者（当該年の物故者を含む。）

(4) 最優秀賞

特に優れた競技成績及び競技記録をあげた最も優秀な個人及びチーム並びに団体

(5) 優秀賞

競技成績及び競技記録の優秀な個人及びチーム並びに団体

(6) 奨励賞

小学生で、競技成績及び競技記録の優秀な個人及びチーム並びに団体

(7) 感謝状

県の体育・スポーツに特に功績のあった者

2 前項第(4)号から第(6)号のほか、表彰委員会（選考会）において、競技成績及び競技記録の優秀な個人及びチーム並びに団体に特別賞を設けることができる。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、協会及び加盟団体が推薦するものとする。

(推薦期日)

第5条 候補者の推薦は、毎年12月末日までとする。

2 第3条(4)、(5)及び(6)の候補者の推薦対象大会については、毎年1月から12月までの大会とする。

(表彰の審査)

第6条 表彰の審査は、表彰委員会が行う。

2 表彰委員会は、第8条の表彰式の期日の1週間前までに会議を開き、受賞者名簿を作成して協会会長に提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、緊急に表彰の事由が生じ、表彰委員会を開催することが困難と認められる場合には、協会会長の専決によって処理することができる。この場合においては、事後に協会理事会で報告するものとする。

4 表彰の審査基準については、別に定める。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、賞状及び副賞を授与して行う。

(表彰の期日)

第8条 表彰式は、毎年3月中旬に行う。ただし、特別の事情が生じたときは、変更をすることができる。

(規程の改正)

第9条 この規程を改正しようとするときは、協会会長は、あらかじめ、表彰委員会の意見を聴くものとする。

附 則

1 この規程は、昭和52年6月4日から施行する。

2 この規程の施行と同時に旧規程を廃止する。

附 則

この規程は、平成5年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月27日から施行する。